

報道関係者 各位

令和4年7月5日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年6月28日（火）から7月4日（月）において、埼玉労働局職員1名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日）

6月30日（木）1名（ハローワーク東松山）

保健所によると、当該職員については、来庁者を含め濃厚接触者はいないとの判断を得ておりますが、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。